

体験申込者用

令和8年度 介護等体験のしおり

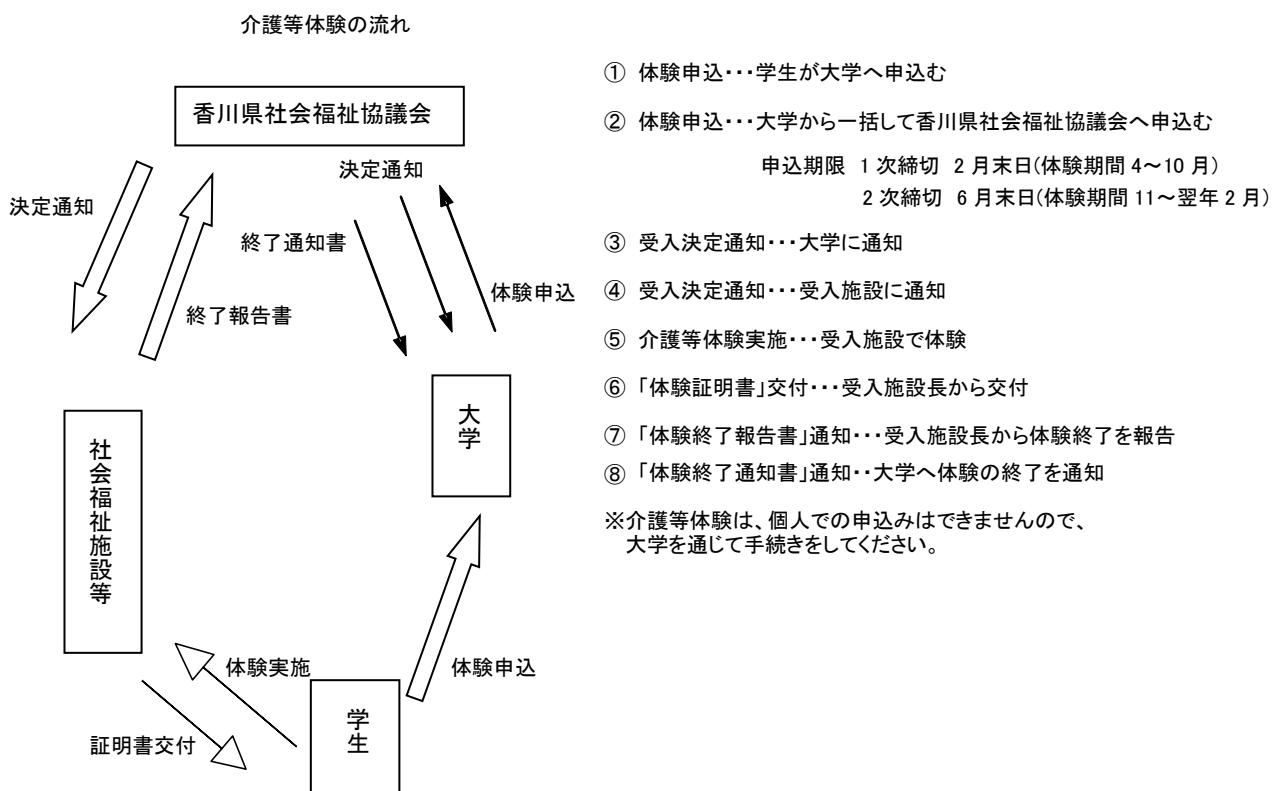
「介護等体験」とは

平成9年に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が制定され、平成10年度以降、大学に入学した人が小・中学校の教諭普通免許状を取得しようとする場合、原則として、社会福祉施設および特殊教育諸学校において、合計7日間の介護等体験を行うことが義務づけられました。

義務教育に従事する教員が「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験により、教員としての資質向上を図り、義務教育の一層の充実を期すこと」が目的です。

「7日間」の内訳については、社会福祉施設等5日間、盲・聾・養護学校2日間とすることが望ましいとされています。

介護等体験の流れ（社会福祉施設等）



社会福祉施設等での介護等体験

<体験目標>

- ① さまざまな価値観をもつ人間、生活、職業などがあることに気づく。
- ② 人と関わり、人を支援するうえで大切にすべき姿勢や視点を体験的に学ぶ。
- ③ 社会福祉施設、社会福祉制度について、基礎的な正しい理解をする。
- ④ 社会で働くうえでルールなどについての基本的事項を学ぶ。(確認する。)

<体験内容>

- ① 障害者、高齢者及び児童に対する介護、介助(移動介助、身辺介助、食事介助、入浴着脱介助など)※原則、同性介助とする。
- ② 障害者、高齢者及び児童の話し相手
- ③ 児童養護施設等での宿題や日中保育の補助
- ④ 昼食の配膳、下膳、おやつ配りの補助
- ⑤ 散歩の付き添いや送迎の見送りなど(車の運転は不可)
- ⑥ レクリエーションや利用者のサークル活動の補助、施設の運動会や文化祭等の行事の手助け(準備、片付け、掃除などの補助)
- ⑦ 利用者と直接接しないが、掃除や洗濯といった受け入れる施設の職員に必要とされる業務の補助など幅広いもの

<実施施設>

- ①社会福祉施設 (保育所を除く)
- ②その他の施設 (介護老人保健施設等)

<体験費用> 1日 1,500円

<体験期間> 18歳に達した後の5日間

体験心得

- ① 決められた時間を守る。
- ② 自分から進んで挨拶をする。
- ③ 身だしなみを整える。
- ④ 利用者に対する言葉づかいに注意し、礼儀正しい態度をとる。
- ⑤ 利用者のプライバシーに関するこことを尋ねたり、口外したりしない。
- ⑥ 自分で対応できないときや心配なことは、必ず職員に相談する。
- ⑦ 社会福祉の現状や自分が体験する施設がどのような施設か学習しておく。
- ⑧ 自分なりの課題や目標を設定し、介護等体験に臨む。

○お問合せ先

〒760-0017 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉協議会法人振興課

TEL087-861-5611 FAX087-861-2664 ホームページアドレス<http://www.kagawakenshakyo.or.jp>

主な介護等体験受入施設の概要

高齢者にかかる施設

【養護老人ホーム】

原則として 65 歳以上で、身体上、精神上、環境上の理由及び経済的な理由により家庭での生活が困難な高齢者を、入所により養護する施設

【特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)】

原則として 65 歳以上で、要介護認定の結果、要介護に該当する高齢者(特定疾病により要介護の状態となった 40 歳以上の方を含む)に、入所により、居宅への復帰を念頭において、日常生活が可能となるよう必要な便宜を提供する施設

【介護老人保健施設】

病状定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリテーション等の医療ケアを必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能回復訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設

【老人デイサービスセンター(通所介護事業所)】

介護が必要な状態にあると認定を受けた在宅の高齢者が、日帰りで機能訓練、健康チェック、入浴、食事、レクリエーションなどのサービスを提供する施設

児童福祉・障害児にかかる施設

【児童養護施設】

原則として、乳児を除いた保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所により養護し、あわせて退所した者の自立を支援する施設

【障害児入所施設】

18 歳未満の、身体に障害がある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童に対し、必要な知識や技能を獲得するための生活指導・学習指導・職業指導を行い、その自立を支援する施設

【障害児通所施設】

障害のある 18 歳未満の、在宅で生活している子どもを保護者のもとから通わせて日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした施設

【児童自立支援施設】

18 歳未満で不良行為を行なうおそれのある児童、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童に対し指導、相談援助を行い、その自立を支援する施設

生活保護にかかる施設

【救護施設】

身体上または精神上著しい障害があるために、独立して日常生活を過ごすことのできない人に、入所により生活の援助を行う施設

障害者にかかる施設

【療養介護事業所】

医療と常時の介護を必要とする 18 歳以上の障害者が、身体状況や環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を適切かつ効果的に行なう施設

【生活介護事業所】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な 18 歳以上の障害者が利用する施設

【自立訓練事業所(機能訓練・生活訓練)】

地域生活を営むうえで一定期間の訓練が必要な障害者に対し、身体機能や生活能力の維持向上等のために必要な支援や訓練を適切かつ効果的に行なう施設

【就労移行支援事業所】

生活活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行なう施設

【就労継続支援事業所(A型・B型)】

一般就労等が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練を行なう施設

【地域活動支援センター】

地域で生活している障害者(児)およびその保護者に創意的活動または生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進等の便宜を図ることを目的とした施設